平成２１年（フ）第１６５４２号
埼玉県所沢市大字久米45―３
債務者　野畑　茂美
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６６１号
東京都あきる野市伊奈1252―７
債務者　川窪　茂樹
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６９０号
東京都葛飾区柴又５丁目28―21
債務者　岩井　正貴
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６９１号
千葉県浦安市入船５丁目31―203
債務者　有元　栄香
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６９２号
東京都小平市花小金井１丁目６－９―207、住民票上の住所東京都八王子市久保山町２丁目46―２―３―401
債務者　保坂　緩美
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６９３号
愛知県名古屋市天白区焼山２丁目1710　ユーロハイツＫ２―102
債務者　鈴木　麻理（旧姓萩原）
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７２６号
東京都練馬区東大泉５丁目27―５―102
債務者　佐山　芳治
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７５３号
神奈川県横浜市南区共進町２丁目39―301風間方
債務者　後藤　康夫
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９号
熊本県山鹿市菊鹿町松尾1290番地
債務者　川辺　陽介
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
熊本県菊池市野間口715番地１　ソレイユⅡ103号室
債務者　宮本　美咲
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第７１号
熊本県山鹿市川端町306番地
債務者　林　　誠子
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
熊本県山鹿市菊鹿町上内田4106番地
債務者　立花さとみ
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字里美31番地６
債務者　佐藤　直美
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
青森県五所川原市若葉１丁目10番29―５号
債務者　木村菜穂子
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
青森県五所川原市金木町菅原240番地８
債務者　坂本　松枝
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
熊本県天草市本渡町広瀬200番地15
債務者　松田　千里
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月19日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部